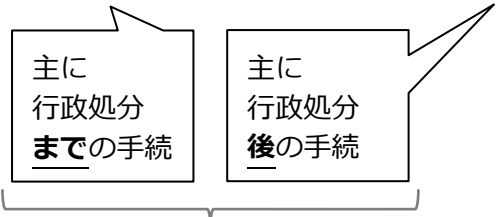


行政手続法（手） ・ 行政不服審査法（審） ・ 行政事件訴訟法（訴）

それぞれの手続の関係



行手法も行審法も
広義の行政手続を定める。
外国では2つを統合して
1つの法律にする例もある。



相手方の
任意の協力を求める
指導、勧告、助言など

・課税処分
・許認可の取消
・是正命令など



(誰でも)
行政指導して！
(手) 処分等の求め **New!**

(相手方)
行政指導やめて！
(手) 中止等の求め **New!**

(誰でも・原告適格者)
行政処分して！
(手) 処分等の求め
(訴) 義務付け訴訟 **New!**

(申請者)
行政処分して！
(審) 不作為審査請求
(訴) 義務付け訴訟

(原告適格者)
行政処分しないで！
(訴) 差止訴訟

(申請者)
行政処分やめて！
(審) 審査請求
(訴) 取消訴訟

(相手方)
行政処分やめて！
(審) 審査請求
(訴) 取消訴訟

(相手方)
行政処分しないで！
(訴) 差止訴訟